



悪質な水道工事業者

にご注意を！！

～高額請求！強引な契約！！～

家庭において、水道設備が不調だった為、以前郵便受けに投函されていたマグネット広告の水道工事業者やネット検索で見つけた業者に電話を架け、点検依頼したところ、訪問して来た悪質業者とトラブルとなる事案が多発しています。

来訪した悪質業者は点検の際に、

水道設備(便器や排水管)をすぐに取り除かないと原因がわからない。

と言い、すぐに工事が必要であると迫り、了承を得ると

詰まりがひどく放置すると破裂の可能性がある。高圧洗浄しないと直らない。

高圧洗浄しても直らない場合、トイレや風呂を交換をしないといけない。

等と事実と異なることを言って不安をあおり、全く必要のない工事契約を取り付け、更に、来訪請求(クーリングオフの適用除外)であることを理由に契約解除に応じないことからトラブルとなっています。

来訪請求とは??

消費者が住居において契約の申込み、又は契約を締結することを求めて来訪を請求することです。要するに、消費者が何を申込み・契約するかを決めてから事業者に来訪を請求することであり、この場合、クーリングオフの適用は除外されます。

しかし、**見積り依頼で来訪を要請した場合**、来訪請求に該当せず、**クーリングオフが適用されるケース**があります。

防犯ポイント ～合い言葉は「マグネット」～

マ…**ま**ずは見積り！！

グ…**具**体的な工事内容を理解・納得してから、契約する！！

ネ…**値**段に納得できない場合、他の業者から見積りを取ろう！

ツ…**追**加工事を勧められたら一人で悩まず、誰かに相談！！

ト…**問**い合わせよう！自治体指定の工事業者を！！

加古川警察署生活安全課

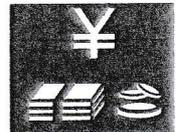
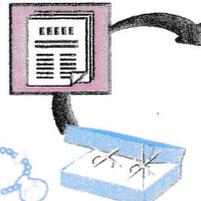
079-427-0110

強引な **押し買い (訪問購入) 業者** に気をつけて!!

県下において、悪質な押し買い業者が、

不要な貴金属はありませんか??

高値で買い取らせていただきます。



などと言って、不意に一般のお宅に押し掛け、家の中へ上がり込み、貴金属・着物等をその場で査定後、**強引に安価な値段で買い取り**、トラブルに発展しています。

これら業者に対しては、家の中で査定中、家主が目を離した際に**貴金属等を盗まれた**との相談・被害が寄せられているケースもあるのでご注意ください。

クーリングオフはできるの??

売却後、契約書面を受領した日から起算して「**8日**」を経過するまでの間、クーリングオフは可能です。

原則として、全ての物品が対象ですが、以下の物は除外されています。

自動車(二輪のものを除く。)
家電(携行が容易なものを除く。)
家具、書籍、有価証券、CD・DVD類

防犯ポイント ~合い言葉は「買い取り」~

か …「**買い取ります。**」と勧誘電話。必要なければ断ろう!!

い …**家**に上げない!! 居座るようなら110番通報!!

と …「**とりあえず見せて。**」は要注意!!

り …**リサイクル業(古物商)**の許可証を確認する!!
※ 古物商には、許可証の携帯が義務づけられています。

加古川警察署生活安全課

0 7 9 - 4 2 7 - 0 1 1 0